

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一地域機関の長の項委任事務の欄第三号から第六号までの規定中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、同項第七号中「第二十五条の七第一項」を「第二十五条の十五第一項」に改め、同項第八号を削り、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

別表第二第九号局長専決事項の欄中「類する者」の下に「並びに同法第二十二條の二第一項各号に規定する者」を加える。

別表第三第四号を削り、同表中第五号を第四号とし、第六号から第六十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第六十一号中「第二十五条の六」を「第二十五条の十四」に改め、同号を同表第六十号とし、同表第六十二号中「第二十五条の八」を「第二十五条の十六」に改め、同号を同表第六十一号とし、同表第六十三号を同表第六十二号とする。

### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。